

改正後	改正前
<p>P1</p> <p>本県では、<u>令和2年3月</u>に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（<u>第2期</u>）において、<u>2030年度</u>における埼玉県の温室効果ガス排出量を<u>2013年度比26%</u>削減するという目標を掲げている。</p> <p><u>また</u>、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。</p> <p><u>さらに</u>、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>	<p>P1</p> <p>本県では、平成21年2月に策定し、平成27年3月に改訂した埼玉県地球温暖化対策実行計画（「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」）において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減するという目標を掲げている。</p> <p>事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。</p> <p>このため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。</p> <p>また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>
<p>P3</p> <p>（1）当初申請</p> <p>申請者は、県外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が<u>令和2（2020）年度</u>の場合にあつては<u>令和3（2021）年度</u>）の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。</p>	<p>P3</p> <p>（1）当初申請</p> <p>申請者は、県外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が平成27（2015）年度の場合にあつては平成28（2016）年度）の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。</p>
<p>P4</p> <p>②及び③については、第1計画期間に属する年度であっても第2計画期間の排出係数を用いて算定すること。<u>第2計画期間以降の年度は、目標設定ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定すること。</u></p>	<p>P4</p> <p>②及び③については、第1計画期間に属する年度であっても第2計画期間の排出係数を用いて算定すること。</p>
<p>P5</p> <p>各年度の削減量</p> <p>= 基準排出量からの削減量※－削減目標量</p> <p>= (基準排出量－目標設定ガス排出量)－基</p>	<p>P5</p> <p>各年度の削減量の基本算定式</p> <p>= 基準排出量からの削減量※－削減目標量</p> <p>= (基準排出量－目標設定ガス排出量)－基準排</p>

準排出量×県外削減目標率（22%）

※ 「基準排出量からの削減量」は、年度ごとに基準排出量の 30% を上限とする。

各年度の削減量は、基準排出量からの削減量が削減目標量に満たない場合、負の値となる。

P5

また、指針別表第5 2（3）並びに「県外クレジット算定ガイドライン」で定めるところにより、県外クレジットを算定・申請する事業所は、次の要件を満たさなければならない。

① 県外（日本国内に限る。）の事業所（発電事業用の発電所及び変電所を除く）であること。

P5

⑤ 当初申請時において計画されている目標設定ガス排出量削減対策（省エネ設備及び再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による基準排出量に対する設備導入対策ごとの削減量の推定値の合計の、県外クレジット算定期間の各年度の基準排出量に対する比率（以下「推計削減率」という。）が 16% 以上であること、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 16% 以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合には 6%、9か年度以下の場合には11% となる。

P6

検証の計画（第3部第1章）

- ・ 検証計画に関する書類の作成
 - 利害相反の回避の確認
 - 申請状況の確認
 - 検証業務を行う人員の編成
 - 概要把握
 - 検証留意事項の評価
 - 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
 - 品質管理手続における確認項目
- ・ 検証スケジュールの作成及び提出

出量×県外削減目標率（15%）

※ 「基準排出量からの削減量」は、年度ごとに基準排出量の 23% を上限とする。

基準排出量からの削減量が削減目標量に満たない場合、「各年度の削減量」は負の値となる。

P5

また、指針別表第5 2（3）ならびに「県外クレジット算定ガイドライン」で定めるところにより、県外クレジットを算定・申請する事業所は、次の要件を満たさなければならない。

① 県外（日本国内に限る。）の事業所（発電所及び変電所*を除く）であること。

P5

⑤ 当初申請時において計画されている目標設定ガス排出量削減対策（省エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による基準排出量に対する設備導入対策ごとの削減量の推定値の合計の、県外クレジット算定期間の各年度の基準排出量に対する比率（以下「推計削減率」という。）が 11% 以上であること、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 11% 以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合には 11% でなく 6% となる。

P6

検証の計画（第3部第1章）

- ・ 検証計画に関する書類の作成
 - 利害相反の回避の確認
 - 申請状況の確認
 - 検証業務を行う人員の編成
 - 概要把握
 - 検証留意事項の評価
 - 品質管理手続における確認項目
- ・ 検証スケジュールの作成及び提出

P7

また、埼玉県との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を埼玉県が別途指示する場合がありますので、その旨留意すること。

検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も表1の各書類と併せて保存すること。

P8

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。

検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 申請状況の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
- ・ 事前の概要把握
- ・ 検証留意事項の評価
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に県外削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は不要。）

P9

(5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料等の種類ごとに検証方法を設定する（目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量検証ガイドライン（以下「エネルギー起源 CO₂ 排出量検証ガイドライン」という。）第1部第2章1（5）を参照）。

P9

(6) 検証留意事項の評価

P7

また、埼玉県との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を別途指示する場合がありますので、その旨留意すること。

検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

P8

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。

検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 申請状況の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に県外削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は不要。）

P9

（新規）

P9

(5) 検証留意事項の評価

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。

検証主任者等は、県外大規模事業所に関する情報を事前に入手又は当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を検証留意事項としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、検証留意事項及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、当初申請においては「県外クレジット算定計画書」の記載情報、削減量認定申請においては「県外クレジット算定報告書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に**関する**対応手続を決定しなければならない。

P10

(7) 品質管理手続における確認項目

P10

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

P11

「県外クレジット算定計画書 6 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）」では、推計削減率が **16%**以上であることの確認を行う。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の場合には **6%、9 か年度以下の場合には 11%**となる。

P12

(エ) 推計削減率の確認

推計削減率が **16%**以上であることを確認する。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。

検証主任者等は、県外大規模事業所に関する情報を事前に入手又は当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を検証留意事項としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、検証留意事項及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、当初申請においては「県外クレジット算定計画書」の記載情報、削減量認定申請においては「県外クレジット算定報告書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に対する対応手続を決定しなければならない。

P9

(6) 品質管理手続における確認事項

P10

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

P11

「県外クレジット算定計画書 6 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）」では、推計削減率が **11%**以上であることの確認を行う。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の場合には **11%**でなく **6%**となる。

P12

(エ) 推計削減率の確認

推計削減率が **11%**以上であることを確認する。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の

場合は 6%、9か年度以下の場合には 11%となる。

P12

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

併せて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

P13

記載すべき情報であるにもかかわらず「県外クレジット算定計画書」に記載がない、又は記載された情報が、「県外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。

P13

証拠が入手できない、又は不十分であるため、「県外クレジット算定計画書」に記載された情報が、「県外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。

P14

※ 事業活動の状況 1 及び事業活動の状況 2 については、事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

P14

ただし、都市ガスの単位発熱量については、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。

場合は 11%でなく 6%となる。

P12

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

併せて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

P13

記載すべき情報であるにもかかわらず「県外クレジット算定計画書」に記載がない。
又は記載された情報が「県外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。

P13

証拠が入手できない、又は不十分であるため、「県外クレジット算定計画書」に記載された情報が「県外クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。

P14

※ 事業活動の状況 1 及び事業活動の状況 2 については、事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。

P14

ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。

P16

「県外クレジット算定報告書 5目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)」では、実際に実施した設備導入対策の推計削減率が 16%以上であることの確認を行う。

P20

- 検証結果の詳細報告書 (2種類)

P16

「県外クレジット算定報告書 5目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)」では、実際に実施した設備導入対策の推計削減率が 11%以上であることの確認を行う。

P20

- 検証結果の詳細報告書 (3種類)